

# 商品概要説明書

## 積立式定期貯金<エンドレス型>

(平成 25 年 3 月 25 日現在)

商品名	・積立式定期貯金<エンドレス型>
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。</li> <li>・預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。</li> <li>・1 回あたり 1 円以上</li> <li>・1 円単位</li> </ul>
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。</li> <li>・払戻時に一括して支払います。</li> <li>・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。</li> <li>・20% (国税 15%、地方税 5%) ※の分離課税、 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率)</li> <li>・個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または金融推進課 (電話: 018-832-6617) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所 (電話: 018-864-2030) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融推進課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。)</p>
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 新あきた